

『お知らせ』

亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、亀岡市総合福祉センター施設使用について、下記のとおり対応いたします。

記

○対応内容

《夜間利用について》

- 夜間の利用は午後9時までとします。
- 夜間利用の利用料金は利用料金の3/4とします。
- 期間は令和3年3月1日（月）から同年3月14日（日）までとします。

《新型コロナ感染対策を理由とするキャンセルについて》

- 施設利用日が令和3年1月14日（木）から同年3月14日（日）までのキャンセルは全額還付とします。
- 上記キャンセルの申し出は、利用日の使用区分開始までとします。

※使用区分開始時間

午前 9：00まで 午後 13：00まで 夜間 18：00まで

- キャンセルされる場合は、「使用許可取消届・使用料還付申請書」を提出してください。

持ち物：亀岡市総合福祉センター使用許可書、申請者の認印（シャチハタ等不可）

※利用日が3月15日（月）以降分につきましては、通常通りの取扱いとなり、取消される場合は7日前までに取消届を提出されましたら、承認後、5割相当額を還付いたします。